

規制の事前評価書(要旨)

| | | |
|----------------|---|---|
| 政策の名称 | 衛星リモートセンシング装置の使用の許可及びその記録の適正な取扱いの確保に関する措置 | |
| 担当部局 | 宇宙戦略室(参事官:末富理栄) | |
| 評価実施時期 | 平成28年2月 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【規制の目的】 我が国における衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度の創設、衛星リモートセンシング記録の提供の制限等の措置を講じ、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保する。</p> <p>【規制の内容】 a. 衛星リモートセンシング装置の使用の許可等(第4条関連) ・国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者は、衛星リモートセンシング装置ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>b. 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する措置(第18条、第21条関連) ・衛星リモートセンシング記録を保有する者は、次の認定を受けた者など特定の者以外の者に当該衛星リモートセンシング記録を提供してはならない。 ・衛星リモートセンシング記録を取り扱おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けることができる。</p> <p>【規制の必要性】 a. 衛星リモートセンシング装置の使用の許可等(第4条関連) 衛星リモートセンシング装置の使用に際して適切な措置が講じられない場合、衛星リモートセンシング装置が乗っ取られ、みだりに使用されたり、衛星リモートセンシング装置から地上の受信設備に送信された衛星リモートセンシング記録が傍受されたりして、衛星リモートセンシング記録を悪用する意図を有する者が衛星リモートセンシング記録を容易に入手できる状況となりかねず、「b.衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する措置(第18条、第21条関連)」の規制の実効性が確保できないおそれがある。 このため、衛星リモートセンシング装置の使用を許可制とし、①衛星リモートセンシング装置使用者以外の者が衛星リモートセンシング装置を使用することを防止するための措置(暗号化、認証等)を講じること、②地上に送信された衛星リモートセンシング記録の安全管理措置を講じること、③衛星リモートセンシング記録を取り扱う者として内閣総理大臣の認定を受けた者以外の直接受信の禁止、④衛星リモートセンシング装置の使用終了時に機能停止措置を講じることなどを旨とする規制を課すことが必要となる。</p> <p>b. 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する措置(第18条、第21条関連) 衛星リモートセンシング記録については、その性能、記録の範囲、記録されてから経過した時間及びその加工による変更が加えられた範囲などに応じて、衛星リモートセンシング装置及びこれを搭載する人工衛星の開発に利用し得る技術情報や紛争地域の情報など、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保の上で機微な情報が取得し得る。 このような性質をもつ衛星リモートセンシング記録がこれを悪用する意図を有する者の手に渡らないことを確保するためには、衛星リモートセンシング記録のうち、特に性能(特に地上分解能)が高いなど一定の要件を満たすものの取扱いについて、①衛星リモートセンシング記録の提供に際し、衛星リモートセンシング記録の区分を明示すること、②内閣総理大臣の認定を受けた者や政府機関等以外の者への衛星リモートセンシング記録の提供を制限すること、③衛星リモートセンシング記録の安全管理措置(情報セキュリティ対策)を講じることなどを旨とする規制を課すこととする。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するため、我が国における衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度の創設、衛星リモートセンシング記録の提供の制限等の措置を講ずる。 |
| 想定される代替案 | <p>a. 衛星リモートセンシング装置の使用の許可等 衛星リモートセンシング装置の使用を届出制とするとともに、衛星リモートセンシング装置の使用に関する指針を作成し、遵守を求める。</p> <p>b. 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する措置 政府により衛星リモートセンシング記録の一次配布を届出制とするとともに、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する指針を作成する。</p> | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | <p>a. 衛星リモートセンシング装置を使用して衛星リモートセンシング記録を地上に送信しようとする者においては内閣府令で定める許可申請書類を作成するための人件費等、基準への適合・維持のための費用(衛星の規模・性能によって異なるものの、衛星本体費用の数%~数十%以下と想定される。)が発生する。</p> <p>b. 衛星リモートセンシング記録の提供先が制限されるとともに、衛星リモートセンシング記録を取り扱おうとする者においては、認定申請書類を作成するための人件費等の費用が発生する。</p> | <p>a. 衛星リモートセンシング装置を使用して衛星リモートセンシング記録を地上に送信しようとする者においては内閣府令で定める届出書類を作成するための人件費等、基準への適合・維持のための費用が発生する。</p> <p>b. 衛星リモートセンシング記録の提供に一定の配慮が必要となるとともに、内閣府令で定める届出書類を作成するための人件費等が発生する。</p> |
| (行政費用) | <p>a. 政省令等の策定、本規制の周知、徹底、審査体制の整備等の負担が発生する。</p> <p>b. 本規制の周知、徹底、審査体制の整備等の負担が発生する。</p> | <p>a. 指針等の策定、周知等の負担が発生する。</p> <p>b. 指針の周知、徹底、届出受理体制の整備等の負担が発生する。</p> |
| (その他の社会的費用) | a. 及びb. 特になし。 | a. 及びb. 特になし。 |

| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
|-----------------------------------|---|---|
| | <p>a. 衛星リモートセンシング装置の使用に際して、申請を義務付け、許可制を導入することによって、衛星リモートセンシング装置の使用について実態を把握するとともに、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に対する深刻な脅威となるような形で衛星リモートセンシング装置が使用されないよう適切に管理することができる。</p> <p>b. 衛星リモートセンシング記録の提供を制限することで、衛星リモートセンシング記録の提供を一定の範囲内に限定することと同時に、当該記録を取り扱える者を限定することによって、我が国及び国際社会の平和及び安全に対する深刻な脅威となるような形で衛星リモートセンシング記録が利用されないよう適切に管理することができる。</p> | <p>a. 事業者等にとっては少ない負担で、衛星リモートセンシング装置の使用に関して、政府の方針を示すことができる。一方で、指針違反判明した場合であっても、衛星リモートセンシング装置の使用そのものを禁止することはできないため、衛星リモートセンシング装置が不適正に使用されることを防ぐことが困難となる。その結果として、テロリスト等、衛星リモートセンシング記録を悪用する者の手に渡ることとなれば、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に重大な支障を生ずることとなるおそれがある。</p> <p>b. 事業者等にとっては少ない負担で、衛星リモートセンシング記録の取扱いに関して、政府の方針を示すことができる。一方で、指針衛星リモートセンシング記録の不適正な取扱いを禁止することができないため、国際テロリスト等、衛星リモートセンシング記録を悪用する者の手に渡ることを防ぐことができず、我が国及び国際社会の平和及び安全を確保する上で重大な支障を生ずるおそれがある。</p> |
| <p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p> | <p>a. 本対策案では、装置の使用者による許可の申請手続き、基準への適合の維持等の費用や、行政側による本規制の周知、徹底、審査体制の整備等の負担が発生するが、我が国及び国際社会の平和及び安全に対する深刻な脅威となるような形で衛星リモートセンシング装置が使用されないよう適切に管理することができることを鑑みれば、本対策案により得られる便益が非常に大きい。 一方、代替案では、本対策案と比較し、必要な費用は少なく済むものの、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保が十分に担保できるとは言えず、得られる効果は不十分であると考えられる。 したがって、本対策案は、代替案と比較して、必要な費用は大きい得られる便益が費用以上に十分大きいと考えられることから、代替案よりも優れていると考えられる。</p> <p>b. 本対策案では、衛星リモートセンシング記録の提供先が制限されることや認定申請等の遵守費用や、本規制の周知、審査体制の整備、具体的な審査業務等といった行政費用が生じるものの、記録の提供を制限することで、衛星リモートセンシング記録の提供を一定の範囲内に限定することと同時に、当該記録を取り扱える者を限定することによって、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に対する深刻な脅威となるような形で衛星リモートセンシング記録が利用されないよう適切に管理することができる。 一方、代替案では、本対策案と比較し、遵守費用や行政費用が小さく済むとともに、自由に衛星リモートセンシング記録を提供することが可能となり、産業振興をはかることができる。しかし、衛星リモートセンシング記録については、その性能、記録の範囲、記録されてから経過した時間及びその加工による変更が加えられた範囲などに応じて、衛星リモートセンシング装置及びこれを搭載する人工衛星の開発に利用し得る技術情報や紛争地域の情報など、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保の上で機微な情報となる可能性があり、悪用する意図を持つものに渡ると回復不可能な損害が生じるため、事後の監督では十分な効果が期待できず、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保を担保するためには不十分である。また、海外においても同程度の規制が課せられている(例えばドイツではデータの配布者が許可の対象となり、配布先の制限等の規制がかけられている)。 したがって、本対策案は、代替案と比較して、必要な費用は大きい得られる便益が費用以上に十分大きいと考えられることから、代替案よりも優れていると考えられる。</p> | |
| <p>有識者の見解その他関連事項</p> | <p>当該法律案の検討は宇宙政策委員会において議論され、平成27年6月に中間取りまとめを行い、その後宇宙開発戦略本部に報告されている。</p> | |
| <p>レビューを行う時期又は条件</p> | <p>この法律案の施行後5年を経過した場合において、この法律案の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> | |
| <p>備考</p> | | |